

# 茨木市環境基本条例



# 茨木市環境基本条例

## 目 次

1	前 文	1
2	第1条 目 的	3
3	第2条 定 義	4
4	第3条 基本理念	7
5	第4条 市の責務	10
6	第5条 事業者の責務	11
7	第6条 市民の責務	13
8	第7条 施策の基本方針	14
9	第8条 環境基本計画	17
10	第9条 環境基本計画との整合	20
11	第10条 年次報告	21
12	第11条 環境影響評価	22
13	第12条 規制の措置	24
14	第13条 資源の循環的利用の促進	25
15	第14条 公共施設の整備等	26
16	第15条 監視体制の整備	28
17	第16条 推進体制の整備	29
18	第17条 自主的活動の支援	30
19	第18条 環境教育、環境学習の推進	31
20	第19条 情報の収集及び提供	32
21	第20条 市民等の参加	33
22	第21条 苦情の処理	34
23	第22条 財政上の措置	35
24	第23条 地球環境の保全等	36
25	第24条 環境審議会	37

## 茨木市環境基本条例の解説

### (前文)

私たちが暮らす茨木は、京阪神を結ぶ要路にあり、さらに、北摂の山々と清らかな流れをもつ、水と緑に恵まれた地であり、この良好な「環境」は市民全体の共有の財産である。

しかしながら、私たちは日常生活や事業活動において、物質的な豊かさや便利さを追求するあまり、大量の資源やエネルギーを消費し、環境への負荷を著しく増大させてきた。その影響は地域の環境にとどまらず、すべての生命の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たち人類は、生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを改めて自覚し、環境と密接にかかわる私たちの生活のあり方を見直さなければならないという共通の課題に直面している。

安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受することは、すべての市民が共有する権利であり、かけがえのない地球環境と健全で恵み豊かな地域環境を保全し、将来の世代に引き継いでいくことは、すべての市民の責務である。

このような認識に立って、これまでの生活や事業活動を自ら問い直し、市、事業者及び市民が互いに連携し、協働することによって、人と自然が共生する、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を創造するために、この条例を制定する。

### 【趣旨】

本市の環境政策の基本的な考え方を包括的に示すために、前文をおいたものです。その中で、いわゆる「環境権」について、「安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受することは、すべての市民が共有する権利である」と宣言しています。また、同時に「かけがえのない地球環境と健全で恵み豊かな地域環境を保全し、将来の世代に引き継いでいくことは、すべての市民の責務である」と明示しています。

### 【解説】

「環境権」が認められる法律上の明確な根拠はなく、環境は国民一般が共通に享受する性格のものでありますから、個々人が排他的に支配し得るような私法上の権利を有していると認めることには疑問があり、少なくとも、その権利の内容・要件が明らかとはいえない現段階においては、実体法上独立の権利として差し止め請求の根拠とはなり得ません。

しかしながら、本条例を制定するにあたって、憲法第13条、第25条及び「環境と開発に関するリオ宣言」の第一原則の趣旨に基づき、市民が良好な環境を享受し得る一般的な権利として、その理念を宣言する意味から前文に規定したものです。

基本条例は、法形式としては一般の条例と同じですが、その規律の対象とする政策分野の施策を方向づけるものであり、その対象分野について他の条例に優越する性格を持ち、他の条例がこれに誘導されるという関係に立つものです。

## 【参考】

### 憲法第13条（個人の尊重）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

### 憲法第25条（生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務）

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

### リオ宣言の第一原則

人類は、自然と調和しつつ、健康で生産的な生活をおくる資格がある。

リオ宣言は、平成4年(1992年)6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)で採択された環境と開発に関する国際的な原則を宣言したものであり、前文及び27の原則で構成されています。

(目的)

**第1条** この条例は、環境の保全及び創造 について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全かつ健康で文化的な生活 を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

### 【趣旨】

環境の保全及び創造について基本理念を定め、市、事業者、市民それぞれの責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的、計画的に推進し、そのことによって現在及び将来の市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することが本条例の目的です。

### 【解説】

#### 1 「環境の保全及び創造」

「環境の保全」とは、環境の保全上の支障を防止することにより、現在の環境を良好な状態に保つことであるのに対し、「環境の創造」とは、環境の保全だけにとどまらず、より積極的に良好な環境を創り出すことで、緑、水等を生かした都市施設の整備や歴史的文化的遺産の活用等都市アメニティーの創造、ビオトープの整備等自然環境の創造などをいいます。

広義には「創造」も「保全」の一内容と考えることもできますが、以上のような観点から、あえて「環境の保全及び創造」という表現を用いています。

#### 2 「総合的かつ計画的」

「総合的」とは、本条例に規定する各種施策を全体として有機的連携を図りながら推進していくとともに、事業者、市民の各主体の取組も含め、全体として促していくことを指しています。また、「計画的」とは、将来を見通して、多様な施策を体系的に組み立てて実施していくことを指し、具体的には、市が環境基本計画を始めとする計画を策定し、これに基づいて施策を進めていくことが主たる手法となります。

#### 3 「安全かつ健康で文化的な生活」

「安全」、「健康」、「文化的」は、都市において確保されるべき環境の価値を位置づけたものです。安全は、生命・財産を保持する都市環境の確保を、健康は、人の健康を害しない都市環境の確保を、文化的は、人間の尊厳にふさわしい生活を営める都市環境の確保を目的とするものです。

---

( 定 義 )

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により 環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障 の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化 又はオゾン層の破壊 の進行、海洋の汚染 、野生生物の種の減少 その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境 を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。

---

### 【趣旨】

この条例の中で重要な意味をもっている用語について、ここで定義したもので、定義に掲げた用語及び内容は環境基本法第 2 条の規定と同じです。

「環境」という用語は、包括的な概念を指すもので、諸法令において、また、さまざまな文献において、多様な意味に用いられています。本条例が対象とすべき「環境」の範囲についても、環境施策に関するその時代の社会的ニーズや市民的認識の変化に伴って移り変わっていくものであり、定義することは困難です。（但し、本条例が対象とすべき「環境」の範囲に、経済環境や福祉に係る環境などは含まれません。）

### 【解説】

#### 1 「環境への負荷」

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの、例えば、排出された窒素酸化物、硫黄酸化物等の大気汚染物質、油等の水質汚濁物質、二酸化炭素、メタン等の温室効果ガス、フロンガス等のオゾン層破壊物質等をいいます。また、動植物等自然物の損傷、自然景観の変更、埋め立て処分される廃棄物、土地の形質の変更等も「環境への負荷」になります。

#### 2 「人の活動により」

環境への負荷は、人為的な原因に基づくものに限られ、地震、台風、落雷、洪水や全くの自然現象に基づく地盤沈下などのように天然自然の現象を原因とする人の生命・健康や生活環境の被害は含まれません。

### 3 「環境の保全上の支障」

環境への負荷またはその集積や蓄積を通じて、何らかの措置を講じなければならぬ程度の環境の悪化が生じている状態のことで、具体的には概ね次のような場合をいいます。

人の活動に伴って大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が劣化することによって、公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること。開発行為等によって自然環境が劣化すること又は一定の緑地や公園の確保が必要な場合等において必要な自然環境の整備がなされないことにより、広く公共のために確保されることが不可欠な自然の恵みが確保されないこと。

### 4 「地球環境の保全」

地球は、大気、水、生物といった自然の構成要素が微妙な均衡を保ち、一つの生態系を構成しています。この地球上での人の活動は、資源・エネルギーを大量に消費し、汚染物質・廃棄物を大量に排出することによって、地域の環境汚染のみならず、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨といった事態が国境を越え、また将来の世代にわたり空間的ひろがりや時間的ひろがりをもちながら地球に深刻な影響を与えています。このため、人類すべての主体の参加のもとに将来の世代にも環境の恵みが享受できる環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を実現させ、人類生存の基盤である地球を良好な状態で保持しなければなりません。

なお、地球的規模の環境問題の具体的内容としては、地球の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少、有害廃棄物の越境移動に伴う環境汚染、酸性雨、砂漠化、森林（特に熱帯林）減少が挙げられます。

### 5 「地球全体の温暖化」

大気中の二酸化炭素等の温室効果ガスの濃度上昇により地球が温暖化する現象をいい、海水の膨張、地表の氷の融解により、海面水位が上昇します。こうした変化の影響は降水量の変化も伴い、農林業、水資源、生態系などに影響を及ぼし、世界の社会、経済、自然システムへの大きな影響が懸念されています。

### 6 「オゾン層の破壊」

フロン等の大気中への排出に伴い、成層圏のオゾンが破壊されることにより、有害紫外線の地表面への到達量が増大し、皮膚ガンが増える等の健康影響や生態系への悪影響がもたらされることをいいます。

### 7 「海洋の汚染」

汚染物質により海洋の状態が悪化することをいいます。古くから知られているものは、タンカーからのバラスト水や油流出事故等による海洋の汚染ですが、このほかにも、栄養塩類の過度の流入による海域の富栄養化、合成有機化合物等による海洋の浄化機能の障害、浮遊するプラスチックごみによる野生生物への影響などが含まれます。

## 8 「野生生物の種の減少」

自然の生態系の構成要素である野生生物種が、様々な人間の活動により歴史上かつてない勢いで絶滅している状況をいいます。

## 9 「その生育環境」

人の生活に密接な関係のある動植物の生育環境であれば、生育環境そのものは人の生活と密接に関係している必要はありません。したがって、人が通常立ち入らないような魚の産卵地域に係る被害も公害となります。



---

(基本理念)

- 第3条** 環境の保全及び創造は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、微妙な均衡を保つことにより成り立つ自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることによって、人と自然が共生する都市を実現することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図ることによって、持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、社会経済活動における環境への配慮その他の環境の保全等に関する行動が、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に協働して行われることによって、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。
- 5 地球環境の保全は、市、事業者及び市民のすべての活動において、自らの課題として、積極的に推進されなければならない。

---

**【趣旨】**

市民の生活基盤である市域の環境及び人類の生存基盤である地球環境について、現在のみならず将来の世代も環境の恵沢が享受でき、また、良好な状態で引き継いでいけるよう、今後の環境行政を推進する上で、次の5つの基本理念を定めたものです。

良好な地域環境の確保と将来の世代への継承

自然環境の適正な維持・向上等による人と自然が共生する都市の実現  
環境資源の適正な管理等による持続的発展が可能な循環型社会の構築  
市、事業者及び市民の協働による環境への負荷の少ない都市の構築  
地球環境の保全の積極的な推進

第1項は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な地域環境を確保し、それを将来の世代に継承していかなければならないことを明らかにしたものです。良好な地域環境の確保とその継承について述べているこの規定は、環境にかかわる権利と義務の双方を理念として定めたものです。

第2項は、市内には身近な自然が存在しており、市民が自然環境のもたらす恵みを享受できるようこれらを適正に保全するとともに、自然環境の回復を図るなど、人と自然が共生する都市の実現をめざしていかなければならないことを定めたものです。

第3項は、物質的な豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方や大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動及び生活様式を問い直し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会経済システムの実現をめざすべきことを明らかにしたものです。

第4項は、通常の事業活動や市民生活が環境への負荷の要因となっていることから、すべての主体（市、事業者及び市民）が、それぞれの立場に応じてなすべきと期待されることを公平に協働して行うことによって、環境への負荷の少ない都市を構築していくべきことを定めたものです。

第5項は、地球環境の保全是人類共通の課題であるとともに、市民の安全かつ健康で文化的な生活を確保する上での課題であること、また、事業活動や市民生活が少なからず地球環境に負荷を与えていることから、地球環境の保全是、市、事業者及び市民それぞれの事業活動や日常活動において、自らの課題として、積極的に推進されなければならないことを定めたものです。

## 【解説】

### 1 「微妙な均衡」

単なるバランスではなく、複雑、精妙なバランスであるという意味です。人間の諸活動の拡大は、自然の持つ復元能力を超える危険性を拡大させ、生態系の複雑、精妙なバランスの下ではどこにその影響が生じるか分からないという事態に至っているため、人間はその活動に当たり、環境に深刻かつ不可逆的な影響を与えないよう慎重にしなければならないという趣旨を表しています。

### 2 「生態系」

生態系は、植物、動物、微生物とそれらを取りまく大気、水、土壌、鉱物等の非生物的要素から成り立っており、それらの要素が物質循環やエネルギーの流れといった複雑な過程を通じて相互に作用し合いながら形成されています。

### 3 「自然環境」

原生の自然地域から、野生動物の生息地、野外活動に適した自然地域、農業が営まれる地域、住宅地の人工的に作られた緑まで、自然の豊かな地域のみならず、市街地の小さな自然も含め、すべての地域の自然を含んでいます。

### 4 「適正に維持し、向上させる」

すべての自然を単にそのままの状態を保全するということだけではなく、必要な自然を保全・維持したり、失われた自然を回復すること等をいいます。

なお、「適正に」とは、「地域の自然条件や土地利用状況等の特性に応じて保全・維持を図ることにより、人と自然が共生する都市が実現されるように」、「適正に」の意味です。

### 5 「人と自然が共生する」

生態系の多様性の確保や野生生物の種の保存等生物の多様性の確保が図られ、また、森林、河川等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件によって体系的に保全され、さらに人と自然との豊かな触れ合いが保たれていることをいいます。

## 6 「持続的発展が可能な循環型社会」

環境と関わりを有する人間活動の総体としての社会一般のあり方を示したものです。ここでいう「発展」の主体は「社会」であり、社会全体がよりよい方向に向かうことを目指すものです。

すなわち、循環を基調とする社会経済システムを実現することによって、将来の世代が自らの欲求（良好な環境、資源）を充たす能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を充たすような開発（経済発展）が進められる社会のことです。

## 7 「循環型社会」

循環型社会形成推進基本法第2条第1項に定める循環型社会（製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会）をいいます。

---

(市の責務)

**第4条** 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、事業者及び市民の自主的な環境の保全及び創造に関する活動への取組を支援する責務を有する。

---

### 【趣旨】

第4条～第6条は、第3条の基本理念を受けて、市、事業者及び市民の各主体がそれぞれ果たすべき役割について、宣言的に規定したものであり、各主体に直接的に個別具体の義務を生じさせたり、その違反に罰則を課すというものではありません。個別具体の義務は、各責務規定の趣旨を踏まえた個別条例等の規定により生じることになります。

本条は、環境基本法第7条に規定する地方公共団体(市)の責務を条文化したもので、第1項は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を明らかにしています。

第2項は、事業者及び市民等が行う環境への配慮等の取組を積極的に支援する責務を市に課したものです。

責務は職務・任務という意味で用いており、市が環境の保全と創造の上で果たすべき役割について宣言的に規定したものです。

### 【参考】

環境基本法第7条(地方公共団体の責務)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者 は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らの責任において、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

### 【趣旨】

本条は、第3条の基本理念において、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減すること等によって、持続的に発展することが可能な循環型社会を構築することが重要であるとして受けることを受け、事業者について、事業活動のすべての段階において環境の保全及び創造に配慮することを責務として明らかにしたものです。

環境への負荷の原因者としては、いわゆる事業者に限らず、生活排水や家庭ごみなどの例に見られるように市民も原因者としてとらえられるところですが、環境の保全上の支障に対する個々の原因者としての環境への負荷の量が一般市民の場合と比較して事業者は大きいこと、一般に事業者は事業活動の促進のための各種の組織を保持しており、環境の保全及び創造のための措置を実施し得る相当の物的人的能力を有するなどの点で、事業者は一般の市民とはその負うべき責務がおのずから異なるものであるといえます。このような見地から本条例においては、事業者について特に一般の市民とは異なる責務規定を置くこととしたものです。

第1項は、公害の防止または自然環境の保全について、環境の保全上の支障の直接の原因者（自らの事業活動そのものが直接に環境の保全上の支障を生ぜしめるという意味での原因者）としての事業者が有する責務について規定したものです。

第2項は、事業者が物の製造等の事業活動を行うに際しては、その事業活動に係る製品等が消費者等によって使用または廃棄されることにより環境への負荷が必然的に生じることから、製造・加工等の事業活動のすべての段階で、使用・廃棄による環境への負荷の低減に資するように努めるべきであるという責務を明らかにしたものです。また、後段は、事業者は原材料等の利用にまでさかのぼって環境への負荷の低減に資するように努めるべきであるという責務を規定したものです。

第3項は、本条例の目的である良好な環境を確保するためには、事業者を含めた全ての主体が環境の保全及び創造に積極的に取り組むことが必要であることから、第1項、第2項に定めるもの以外にも、事業者が広く環境の保全及び創造に努めるべきであること等について定めたものです。

## 【解説】

### 1 「事業者」

反復継続して一定の行為を行うことを業務とする者を、その活動の主体としての側面でもとらえた場合に、これを「事業者」と呼ぶこととしています。（環境基本法に定める事業者の概念と同じです。）したがって、「事業者」は必ずしも営利を目的として事業を営む者のみに限らず、公益事業を営む者もここにいう「事業者」に含まれ、公共事業の主体としての市も事業者に含まれます。

### 2 「公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置」

環境の保全及び創造を目的として、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置等をいうもので、公害防止のための措置でもあり、かつ自然環境の保全のための措置でもあるものも当然含まれます。

### 3 「製造、加工、又は販売その他の事業活動」

製造、加工、販売のほか、輸入、輸出等も含まれます。

### 4 「製品その他の物」

製品のほか、容器、包装等も含まれます。

### 5 「再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等」

再生資源、共同輸配送等による合理化された物流サービスのほか、再生資源を利用して作られた製品、ごみ焼却場の廃熱などの都市の廃熱などが考えられます。

### 6 「利用するように努めなければならない」

具体的には、例えば物の製造、加工、販売等の事業活動を行うに際して、古紙、廃プラスチック、鉄鋼スラグ等の再生資源を原材料として利用するように努めること、共同輸配送等により合理化され環境への負荷の少ない物流サービスなどを利用するように努めること等が考えられます。

### 7 「市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務」

環境の保全及び創造のために公法上課せられた義務を履行するという意味ではなく、市が行う環境の保全及び創造のための行政指導に応じることなどを意味します。ただし、これは個別具体的な義務を定めたものではなく、市の施策への協力の姿勢を規定したものです。

---

(市民の責務)

**第6条** 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

---

### 【趣旨】

今日の環境問題の多くは、自動車交通等による大気汚染、生活排水による水質汚濁などの都市・生活型の問題や、地球温暖化問題、廃棄物の排出量の増大などにみられるように、事業者の事業活動のみならず市民の日常生活等に伴って生ずる環境への負荷の集積により発生するものです。

このような問題の解決のためには市民一人ひとりの取組がきわめて重要であり、特に市民一人ひとりがそのライフスタイルを環境への負荷のより少ないものに変革していく取組が不可欠になっていることから、市民の責務として規定したものです。

第1項は、市民一人ひとりが、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるべきことを定めたものです。

第2項は、第1項に定めるもの以外にも、市民は広く環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市の環境の保全及び創造に関する施策に協力すべきことを規定したものです。

### 【解説】

#### 1 「日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める」

具体的には、例えば自動車利用の抑制、環境にやさしい商品の利用、耐久消費財の長期利用を図ること、電気・ガス等のエネルギーの使用の削減に努めること、ごみの減量、節水や雨水利用に努めることなどをいいます。

#### 2 「環境の保全及び創造に自ら努める」

規制、誘導など市の施策の関与がなくても、自ら進んで環境の保全及び創造に取り組むことをいいます。具体的には、例えば旅行中にごみをポイ捨てして自然環境を害しないことなど日常生活以外の活動に係る環境への負荷の低減や地域のリサイクル活動への参加など自ら環境の保全及び創造に努めることなどが想定されます。

( 施策の基本方針 )

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康を保護し、及び生活環境を保全すること並びに地域の特性を活かした良好な都市景観の形成等により快適な都市環境を創造すること。
- (2) 野生生物の生息及び生息環境への配慮等により豊かな生態系を保持すること、河川、森林等の自然環境を適正に保全すること及び人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。
- (3) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的利用その他の省資源及び省エネルギーを徹底することにより、天然資源の消費を抑制すること。
- (4) 市、事業者及び市民すべてが、事業活動及び日常生活において環境に十分に配慮するなど自主的かつ積極的に行動することにより、環境への負荷を低減すること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に積極的に取り組むことにより、地球環境を良好な状態に保持すること。

#### 【趣旨】

本条は、次の二つの内容からなっています。

環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施の方法。

基本理念にのっとり、環境の保全及び創造の各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならないことを定めています。

環境の保全及び創造に関する施策の方向性

環境の保全及び創造に関する施策が、公害防止、自然環境保全等を広く対象とし、また、環境配慮、規制措置、経済的措置、施設整備、環境教育、民間活動の推進など、その施策対象や施策手法が広範多岐にわたるため、基本的な施策の策定及び実施に当たっての基本方針を5項目にわたって規定しています。本条の(1)～(5)の5つの基本方針は、環境の保全及び創造に関する施策の方向性を示すものであり、第3条第1項～第5項の基本理念のそれぞれの項に対応しています。

- (1) 環境の個々の構成要素に着目し、大気、水、土壌その他の環境の構成要素を良好な状態に保持することにより人の健康を保護するとともに生活環境を保全すること。人の生活空間に着目し、潤いとやすらぎのある空間の創造、良好な都市景観の形成、歴史的・文化的環境の保全と活用など、地域の特性を活かした良好な都市空間の創出により、快適な都市環境を創造すること。
- (2) 環境の自然の系に着目し、野生生物の生息への配慮等により生物の多様性の確保を図ること、河川、森林等の多様な自然環境を適正に保全すること及び人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。



- (3) 環境への負荷の原因となる主要な要素に着目し、廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用その他の省資源及び省エネルギーを徹底することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減すること。
- (4) 今日の環境問題の多くは、事業者の事業活動のみならず市民の日常生活等に伴って生ずる環境への負荷の集積により発生するものであることに着目し、市、事業者及び市民すべてが協働して、環境へ十分配慮するなど自主的積極的に行動することにより、環境への負荷を低減すること。
- (5) 地球環境がすべての生命の生存基盤であることに着目し、市、事業者、市民すべてが自らの課題として、地球の温暖化の防止やオゾン層の保護などに積極的に取り組むことにより、地球環境を良好な状態に保持すること。

## 【解説】

### 1 「施策相互の有機的な連携」

施策相互の有機的な連携は、次のような意味を含んでいます。

環境を大気、水質、自然環境などといった分野別にとらえるにとどまらず、環境を総合的にとらえて施策を講じること。例えば、自然環境保全としての緑地の確保が窒素酸化物による大気汚染や地球温暖化の防止に資する、あるいは大気汚染の防止による酸性雨の防止が森林の保護に資するなど。

特定の分野の施策についても、規制、助成、施設整備、自主的取組の促進、環境教育など、各種の施策手法を組み合わせることで総合的に施策を講じること。国、あるいは大阪府、本市など各実施主体の施策、さらには事業者や市民の自主的・積極的な取組の連携を図ること。

### 2 「総合的かつ計画的」

ここでいう「総合的」、「計画的」の意味は、第1条における意味と同じです。

### 3 「大気、水、土壌等」

工作物等の「環境の人工的構成要素」に対して、大気、水、土壌等自然的なもの、すなわち「環境の自然的構成要素」を意味しています。「等」は、日光、岩石、生物などです。

### 4 「良好な状態に保持すること」

大気の汚染がなくきれいなこと、水質の汚濁がなくきれいなこと、騒音がなく静かなことなどを意味しています。

第1号の規定は施策の方向性を示したものであり、具体的な目標とすべき水準を示したものではありません。具体的な目標としては、国が定める環境基準などの環境の保全上の支障の防止のための水準にとどまらず、さらに良好な状態を目指すことも含むものですが、これらは個別の施策に当たり検討されるべきものです。具体的には、環境基準は環境の保全上の支障の防止を図る上での行政上の目

標として設定されていますが、環境基準を超えたさらに良好な水準は、規制等の強制力を持った施策により確保されるものではなく、例えば地域住民の自発的な活動等によりその確保が目指されるべきものです。

## 5 「河川、森林等」

多様な自然環境を具体的に例示したもので、水辺の自然が存在する地域としての河川、樹林の存在する地域としての森林を代表例として明示したものです。また、「等」には、農地、草地や岩石地、あるいは住宅地等の地域における緑地などが含まれ、自然の豊かな地域のみならず、市街地の中の小さな自然も含め、すべての地域の自然を含んでいます。

## 6 「人と自然との豊かな触れ合い」

自然との触れ合いは、自然環境の恵みを受けるための基本的かつ具体的な行動であり、自然の豊かな地域に出かけていたり、街の中の街路樹の緑や水辺地の自然が目に入って安らぎを覚えたりすることなどにより、人間性の回復や保健休養としての効用等を受けようとするものです。また、自然と触れ合うことにより、自然へのモラルと愛情を育むことができ、環境教育としての効果も期待できます。

人と自然との豊かな触れ合いの確保を図るためには、日常生活圏から余暇行動圏に至るまで、自然との触れ合いのための場が適切に配置され、それが有効に利用されるようにすることが重要であり、このためには、豊かな自然を保全することはもとより、公共的施設等を適正に整備するとともに、スムーズな利用や自然をよりよく知ることができるように利用を促進するための情報提供や自然解説活動等のソフト基盤の整備を行うことが必要になります。

---

(環境基本計画)

**第8条** 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び総合的かつ長期的な施策大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 環境基本計画を策定するに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第24条に規定する茨木市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

---

### 【趣旨】

本条は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本手続きとして、市に環境基本計画の策定を義務づける規定です。（なお、本条は、環境基本法第7条及び第36条の規定に基づくものです。）

第1項は策定の目的、第2項は基本計画の内容、第3項及び第4項は策定の手続き、第5項は公表に関する規定になっています。

本条例では、第1条(目的)において、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進すべきことを、また、第7条(施策の基本方針)において、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならないと定めています。「計画的」な施策の推進は、本条に定める環境基本計画のみによってなされるものではありませんが、環境基本計画は環境の保全及び創造に関する施策の総合的、計画的な推進のための中心的な仕組みになります。

環境基本計画は、「環境の保全及び創造に関する基本的な計画」として、市における環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向を示すのみならず、事業者、市民のあらゆる主体の自主的、積極的取組を効果的に全体として促す役割も持つものです。もちろん、市の計画である環境基本計画は、事業者及び市民に対して法律上の義務を課すような効果を有するものではありません。しかしながら、すべての主体による積極的な取組が必要とされている今日の環境問題の特質を考えると、各主体における取組を全体として促進するため、市として各主体に期待する取組を計画に位置づけることが必要になります。市においては、各主体の取組を促すため、必要な各種の措置を講じることとなり、事業者及び市民にあっては、環境基本計画の内容を参考として施策を推進することにより、全体としてより一層の効果が発揮されることが期待されます。

## 【解説】

### 1 「環境の保全及び創造に関する目標及び総合的かつ長期的な施策大綱」

環境の保全及び創造に関する目標とは、望ましい環境のあり方を、また、総合的かつ長期的な施策大綱とは、総合的・長期的視点に立った施策の基本的な方向性を指しています。

ここでいう「総合的」とは、第1条（目的）及び第7条（施策の基本方針）における意味と同じで、市としての環境保全施策を全体として、有機的連携を図りながら推進していくとともに、市以外の各主体の取組も含め、全体として促していくことを指しています。

「長期的」とは、今日の環境問題が中長期的観点から取り組むべき問題であることを踏まえ、長期的観点に立って施策の方向性を示すべきことを定めたものです。環境基本計画の計画期間については計画そのものにおいて示されるものですが、環境問題には世代を越えた影響という要素もあることから、環境基本計画は、計画自体の対象とする期間を越えて、より長期的な展望に立った検討が必要であることを示しています。

### 2 「必要な事項」

環境基本計画の円滑な実施の推進を図るため、事業者及び市民への期待を総論的に記述したり、計画の進行管理や一定期間後の見直しなどのフォローアップに関する事項等を定めるもので、いわば留意事項的な内容を位置づけることとなります。

### 3 「事業者及び市民の意見を反映する」

事業者及び市民の協力を得るためには、アンケート調査や説明会（公聴会）の開催、はがき等での意見の収集などの方法により、市民等の意見を把握するとともに、その意見を十分考慮していくことが必要です。

### 4 「茨木市環境審議会」

環境基本計画は本条例に規定された基本政策のあり方を定めるものであり、環境の保全及び創造に関する基本的な事項として、広く学識経験者等の意見を求め、広い視野に立った多角的な面からの検討が必要であることから、環境基本計画の作成に当たっては、茨木市環境審議会の意見を聴くこととしたものです。

## 【参考】

### 環境基本法第7条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### 環境基本法第15条（環境基本計画）〔第3項以下省略〕

政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

#### 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### 環境基本法第36条（地方公共団体の施策）

地方公共団体は、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

---

(環境基本計画との整合)

**第9条** 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

---

**【趣旨】**

本条は、基本理念を受けて、本市の基本姿勢を表明したもので、環境に影響を及ぼすと認められる市の新たな施策が環境基本計画に整合するように策定、実施されるべきであることを規定したものです。

**【解説】**

**1 「環境に影響を及ぼすと認められる施策」**

市の施策（事業）にあつては、大規模な道路の建設・整備、土地区画整理事業、再開発事業、廃棄物処理施設や下水処理場の建設等が環境に影響を及ぼすと想定されます。

**2 「環境基本計画との整合を図る」**

本市の新たな計画・施策が、環境面について環境基本計画の内容と矛盾がないように策定・実施されることをいいます。

---

(年次報告)

**第10条** 市は、毎年、環境の状況 並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況 について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

---

**【趣旨】**

環境基本計画に基づく施策の適切な進行管理と併せて、環境の状況や計画に基づく施策の実施状況等に関する報告書を作成し、公表すべきことを定めたものです。

年次報告書は、現在、毎年任意に作成している「いばらきの環境」をベースとして、本条の規定に基づき作成することとなります。

なお、本報告書は、事業者、市民に環境の状況等に対する理解と認識を深めていただき、環境の保全及び創造に関し自主的かつ積極的に行動していただくことを期待するものです。

**【解説】**

**1 「毎年」**

毎年、前年度の「環境の状況」と「施策の実施状況」についての報告書を作成することを義務付けたものですが、作成の時期は特に定めていません。

**2 「環境の状況」**

大気汚染の状況、水質汚濁の状況、騒音・振動の状況など、本条例が対象とする「環境」の状況を指しています。

**3 「環境の保全及び創造に関する施策の実施状況」**

本条例に基づき本市が講じようとする環境の保全及び創造に関する基本的な施策及びこれらを具体化した個別の施策の実施状況をいいます。

(環境影響評価)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業の実施に伴う環境への影響について自ら調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

### 【趣旨】

土地の形状の変更、工作物の新設等の事業に係る環境への影響を科学的に評価し、必要な対策を実施することは環境保全上極めて重要なことであり、環境政策の有効な手法として広く行われ、その重要性の認識も定着しています。

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に係る環境影響評価については、当該事業を行おうとする者が、原則として自らの責任と負担で調査、予測及び評価を行うことにより、事業の実施に伴う環境への影響について配慮するという考え方に立ち、また、事業の実施に際しての環境保全上の措置を決めることができる事業者が環境影響評価を行うことによって、環境保全に配慮した適正な事業の実施が可能になることから、事業者が環境影響評価を行うこととしたものです。

本条は、第5条で「事業者の責務」として定めた「公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる」を受けた具体的な措置の一つであり、また、市独自の環境影響評価制度を検討する場合の根拠づけとなる規定です。

第2項は、その事業が環境に配慮されたものとなるよう、事業者に対する市の指導などを規定したものです。

### 【解説】

#### 1 「環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業」

本条の対象となる「環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業」の種類、規模等の要件については、この規定を受けた個別の措置（条例又は要綱等）において決定されることとなります。

既に、環境影響評価法(平成9年6月13日公布)、大阪府環境影響評価条例(平成10年3月27日公布)が、平成11年6月12日に施行され、道路建設をはじめ19種の事業について、一定規模以上のものは環境影響評価の実施が義務付けられているところです。

法・府条例に基づく環境影響評価制度に加えて、市独自の制度を設けるべきかどうかについては、市域の気象、地形、地理的条件等の自然的条件及び社会経済活動の状況等の社会的条件等を考慮して検討することとなります。その際、主に、新たに対象とすべき事業の種類、既に府条例の対象となっている事業の規模要件の切り下げ等について検討することとなります。



また、市独自の環境影響評価制度を検討する中で、国・府の制度により、本市の環境の適正な保全が図れると判断した場合は、それらの制度の的確な運用に積極的に協力することも「必要な措置」に当たるものです。

## 2 「あらかじめ」

「あらかじめ」とは、少なくとも事業実施前に環境影響評価を行うことをいうものです。また、「あらかじめ」は「調査、予測及び評価を行い」にかかる言葉で、その結果に基づいて「環境の保全について適正な配慮を行う」ことには、事業実施中・実施後の配慮も含まれます。

## 3 「環境への影響について、自ら調査、予測及び評価を行い」

「環境への影響の調査、予測、評価」とは、単に事業の実施に伴う環境への負荷の調査等にとどまらず、当該負荷によって環境がどうなるのかについて、具体的な数値によって予測し、各種基準に照らして評価していくことを指すものです。例えば、発電所から排出されると見込まれるばい煙の影響については、ばい煙の量だけでなく、当該ばい煙の排出による当該地域の大気汚染状況の評価が求められます。

## 4 「その事業に係る環境の保全について適正に配慮する」

「配慮する」とは、当該事業の実施に関し、環境の保全が図られるように、悪影響の減殺を図るための措置を講ずることをいいます。

「適正に」とは、恣意に流れることなく、公正・客観的に配慮を行うとの趣旨です。

事業に伴う環境影響についての調査、予測、評価に基づき適正に事業を実施することにより、環境汚染を未然に防止し、環境を保全するための最善の方法が検討されることとなるため、こうした一連の手続きを行うよう求めているものです。

---

(規制の措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるとき は、必要な規制 の措置を講じるものとする。

---

### 【趣旨】

本条例の理念（第3条）にのっとり、法律や大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制の範囲外で、規制が必要となる場合、適切な措置を講じるよう規定したものです。

規制の措置は、環境の保全施策において重要な役割を果たすことから、本条例に市が独自に規制を行うことの根拠づけとなる規定を設けたもので、必要に応じ、問題の性格、効果、影響などを勘案して、規制の手法を適切に活用していくことを定めたものです。

対象としては、公害の防止はもとより、自然環境の保全や環境の保全上の支障を防止するための措置及び環境の創造を図るための措置が含まれます。

規制の措置は、市民等の権利や自由を制限するものですから、その導入には必ず制約があり、単に必要なが生じたからすぐに規制を行うということではなく、その規制が本市域になじむか、規制手法が可能であるか、また、その規制が実効性をともなっているかなどを考慮したうえで行うべきものです。

具体的な規制の内容については、本条の規定を受けた個別の措置によって定められることとなります。

### 【解説】

#### 1 「必要があると認めるとき」

現在、公害関係法をはじめ、大阪府生活環境の保全等に関する条例などによる直接的な規制がありますが、さらに規制の措置が必要であり、かつ、その規制が本市域になじみ、効果が期待できると判断される場合をいいます。

#### 2 「規制」

ある事柄を規律し、統制することをいいます。いわゆる許可制、認可制のほか、届出をさせて一定の場合に改善命令をかけたたり、勧告に従わない場合に改善命令をかけるなどの形式も含まれます。

---

(資源の循環的利用等の促進)

**第13条** 市は、環境への負荷を低減するため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

---

### 【趣旨】

本条は、第3条第3項の基本理念及び第7条第3号の基本方針について、市の責務を具体的に規定したものです。

人間の活動は、環境から鉱物、化石燃料、食糧、木材等の有用物を取り入れ、環境中に気体、液体、固体の不用物を捨てながら成り立っており、人間の活動を将来にわたって維持するためには、有用物の供給源及び不用物の吸収源としての環境を良好な状態に維持することが不可欠です。

しかしながら、社会経済活動の規模が巨大になるにつれて、環境から取り入れる有用物の量、環境に捨てる不用物の量が自然の回復能力を超え、その結果、供給源及び吸収源としての環境が損なわれつつあります。

このため、廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的な利用、物流・人流の合理化等を推進することにより、社会経済システムにおける物質の循環をできる限り確保する必要があることから、本条を規定したものです。

### 【解説】

#### 1 「資源」

生産活動のもとになる原材料をいい、空き缶や空きビン、紙などのようにリサイクルが可能なものも資源に含まれます。

#### 2 「必要な措置」

廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等を促進するための啓発を行うとともに、地球環境の保全を目指して環境への負荷を低減するための行動計画の策定や市の率先実行計画の策定及びそれに基づく行動などにより、市民を誘導するといったことが考えられます。

その他、廃棄物の分別収集、資源集団回収の誘導、再生資源等環境への負荷の少ない製品などの利用や、省エネルギー及び未利用エネルギーの利用等の技術情報の提供並びにこれらの方策の市の施設での積極的な導入などがあげられます。

---

(公共施設の整備等)

**第14条** 市は、公共下水道、廃棄物処理施設 その他の環境の保全及び創造に資する施設 の整備を推進するものとする。

2 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

---

### 【趣旨】

第1項は、市は、公共下水道や廃棄物処理施設など汚染物等を直接処理する施設のほか、公園や緑地など、行政として環境の保全及び創造に資する社会資本の整備を推進すべきことを定めたものです。

大都市地域における窒素酸化物による大気汚染、生活排水による水質汚濁、地球温暖化など、今日の主要な環境問題は、特定の事業活動の結果としてでなく、通常の世界経済活動の結果生ずるものであることから、個別的な規制等の措置だけでは限界があり、環境への負荷の少ない経済社会の構築を図るため、環境の保全及び創造を推進するための社会資本の整備をさらに進めていくことが今後の重要な課題になっています。

このため、公共施設を中心に、環境への負荷の低減に資する各種の施設の整備等の事業を推進し、持続的発展が可能な社会の基盤の整備を図るべきことを規定しています。

第2項は、環境への負荷の低減を図るためには、市が率先してその取組を実施する必要があることから、市の公共施設の建設及び維持管理に当たっては、太陽光や雨水の利用、コジェネレーションシステムの導入などの資源・エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量のための措置を講じるよう努めることを定めたものです。

### 【解説】

#### 1 「公共下水道」

公共下水道は、産業排水の処理のほか生活排水の処理など水質の保全上重要な役割を担うものであることから、環境の保全上の支障の防止に資する公共施設の代表例の一つとして掲げたものです。

#### 2 「廃棄物処理施設」

廃棄物の量の増大は現下の社会問題となっていますが、これを環境保全の面から見ると、その最終処理に伴う自然環境の損傷、中間処理過程における大気汚染物質や水質汚濁物質の排出などの環境への負荷を増大させるものであり、その適正な処理は今後の環境保全上の重要な課題になっています。このため、整備すべき公共施設の代表例の一つとして掲げたものです。

### 3 「その他の環境の保全及び創造に資する施設」

公園・緑地・公共空地等の緩衝地帯、農業集落排水処理施設、廃棄物リサイクルセンター、環境負荷低減に資する新交通システムやバイパス道路等の整備など、環境の保全及び創造に効果を有する施設をいいます。

---

( 監視体制の整備 )

第15条 市は、環境の状況を把握する ために必要な監視、測定 及び検査 の体制の整備 に努めるものとする。

---

**【趣旨】**

環境の保全及び創造に関する施策の実施に当たっては、環境の状況の的確な把握が前提となりますから、施策の適正な実施を担保するためには、監視、測定及び検査に関する体制が整備されていなければなりません。

本条はそのような観点から、現在の環境の状況を把握するために必要となる監視等の体制の整備に努めるべきことを規定したものです。

**【解説】**

**1 「状況を把握する」**

これまでに実施された施策の効果の把握及び今後実施すべき施策の策定のための基礎資料として、現況データを把握することをいいます。

**2 「監視」**

継続的に環境の実態、施策の実施状況等を把握することであり、大気、水質などの常時監視等をいいます。この場合、監視を行う者が自ら行うほか、その者以外が行った観測、測定等の結果を利用することも含まれます。

**3 「測定」**

有害物質の濃度など事物の状態を表す量を把握することをいいます。

**4 「検査」**

事物が特定の基準・規定に適合しているか否か調べることをいいます。

**5 「体制の整備」**

監視測定網の整備や専門技術者の配置、測定機器の整備などをいいます。新規に行う必要性のあるものだけでなく、現在行われている監視、測定等についてもさらに体制の整備が必要なものは、本条に基づいて整備を行うこととなります。

---

(推進体制の整備)

**第16条** 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

---

**【趣旨】**

環境の保全及び創造に関する施策は広範多岐にわたっており、本条例の運用や環境基本計画の策定・推進に際しては、全庁的な調整・推進体制が必要となります。

このような観点から、本条は、施策を総合的に推進するための庁内体制の整備を規定したものです。

**【解説】**

**1 「総合的に推進するための体制を整備する」**

環境の保全及び創造に関する施策の調整を行い、施策を円滑に推進するために、庁内において調整会議や調整委員会等を設置することをいいます。

庁内の調整会議等で調整し、推進する事項としては、

環境基本計画の策定及び推進に関すること

年次報告に関すること

市の事業活動に係る率先実行計画に関すること

環境に大きな影響を及ぼすと認められる施策に関すること

その他重要事項に関すること

などが考えられます。

**【参考】**

現在、「環境プランいばらき21」を推進するため、「茨木市環境計画推進委員会設置要綱」に基づき、環境計画推進委員会と下部組織として幹事会、作業部会を設置しています。また、「エコオフィスプランいばらき（率先実行計画）」を推進するために「環境責任者及び環境推進員設置要領」により環境責任者、環境推進員などを設置しています。

今後、これらの組織を活用して、本条に規定する推進体制を整備していくこととなります。

(自主的活動の支援)

**第17条** 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が自ら行う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する活動を促進させるため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講じるものとする。

### 【趣旨】

今日の環境問題を解決するためには、通常の事業活動や日常生活を含めた幅広い社会経済活動を環境への負荷の低減の観点から見直していくことが重要であり、これまでの規制を主とした手法に加えて、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が環境の保全及び創造の担い手として、積極的に行動することが求められています。本条は、市民等が実施する環境の保全及び創造に資する自主的な活動を側面的に支援するための市の措置について定めたものです。

### 【解説】

#### 1 「これらの者の組織する民間の団体」

環境保全活動団体、自治会、PTA、青年会等市民が組織する団体、業界団体等事業者が組織する団体、連絡協議会等事業者と市民の双方が参加して組織する団体など幅広く含みます。

#### 2 「環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する活動」

公害防止施設の設置、低公害車の購入、省資源・省エネルギー、雨水活用・雨水浸透施設の設置等や、緑化活動、リサイクル活動、美化活動など、環境への負荷の低減や環境配慮の取組をいいます。

#### 3 「その他の必要な措置」

情報の提供や知識の普及、望ましい活動の推奨（認定や表彰など）、機器等の支給及び貸与、補助金や融資等の経済的措置など、市民等の自主的な活動を誘導、促進するための措置です。

本市では、「その他の必要な措置」として

- ・花と緑の街角づくり事業
- ・こどもエコクラブ事業
- ・中小企業振興資金融資（公害防止施設の設置、改善、工場の移転等）
- ・公害防止施設資金融資利子補助制度
- ・低公害バス導入事業補助制度
- ・生ごみ処理容器等設置補助事業
- ・生垣緑化事業
- ・雨水流出抑制施設設置補助制度

などを既に実施しています。



（環境教育、環境学習の推進）

**第18条** 市は、市民等が環境の保全及び創造について関心と理解を深めるとともに、その自主的な活動が促進されるように、環境に関する教育 及び学習 の振興について必要な措置 を講じるものとする。

### 【趣旨】

今日の環境問題は通常の経済活動や日常生活に起因するところが多く、経済活動のあり方や市民のライフスタイルを環境への負荷を低減する観点から見直していく必要があります。

そのためには、市民等（市民や事業者又はこれらの者の組織する民間の団体）が、人と環境とのかかわりなどについての基本的な知識を修得し、その理解を深めるとともに、環境の保全及び創造のために望ましい活動を行う意欲が促されることが必要であり、本条は、このような観点から、市が環境の保全及び創造に関する教育や学習を振興すべきことを規定したものです。

### 【解説】

#### 1 「環境に関する教育」

公害教育、自然保護教育、野外教育など環境の保全及び創造に関する教育指導を指し、学校、家庭、職場及び地域で行われる教育をいいます。

#### 2 「学習」

本条における「学習」は、「教育」の受け手として行われる「学習」という意味と、自然と触れ合うなど環境とかかわる自らの活動を通じて自発的に行われる「学習」という意味の双方を持っています。環境の保全及び創造についての理解を深めるためには、特に後者の「学習」が欠かせないことから、「学習」を特記したものです。

#### 3 「必要な措置」

広報活動の充実、知識の普及・啓発、資料の提供、施設の整備、人材の確保などが「必要な措置」になります。

---

(情報の収集及び提供)

**第19条** 市は、環境の保全及び創造に関する市民等の自主的な活動を促進するため、必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

---

**【趣旨】**

市民等（市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体）が、自らの意志で活動の重要性を学習し、活動の目的や方法を決め、環境の保全及び創造に関する具体的な活動を実施していくためには、環境に関する正確な情報が適切に提供されることが不可欠となります。

このため、本条では、市民等が必要な情報を広く入手できるよう、市に、環境基準の達成状況等の環境の状況に関する情報、個別の活動に伴う環境への負荷の大きさに関する情報、リサイクル等環境の保全及び創造に関する活動の事例、自然公園等の利用に関する情報などを収集し、適切に提供することを義務付けたものです。

**【参考】**

本条は、市民等の自主的活動の促進（第17条）や環境教育、環境学習の推進（第18条）のためには、特に、環境に関する情報の提供とその前提となる情報の収集が不可欠となりますので、情報の収集及び提供をこれらのための施策として特記したものです。

情報を提供する際には、個人情報の保護に留意するとともに、法人の営業秘密を侵害することのないよう配慮する必要があります。

---

(市民等の参加)

**第20条** 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たり、市民等の参加、協力等を得るために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

---

**【趣旨】**

良好な環境を確保するためには、市・事業者・市民のすべての主体が、共通認識と相互理解のもとに協働しなければなりません。このためには、市民等に環境の保全及び創造の担い手として、積極的に参加し、行動していただくことが必要となりますことから、市が、市民等の理解と協力、参加を得るために必要な措置を講じるよう努めるべきことを規定したものです。

**【解説】**

**1 「必要な措置」**

「必要な措置」としては、モニターアンケートや市民意向調査の実施、公聴会の開催、施設等の見学会など、市民の意見を施策に反映することができるような機会を設けることがあげられます。また、モニター制度やアドバイザー制度などの設置、拠点施設の設置、推進機関としての組織の設置などが想定されます。

なお、組織としては、具体的には環境保全のための市民会議などが考えられます。

---

( 苦情の処理 )

第21条 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情について、迅速かつ適正な処理 を図るよう努めるものとする。

---

**【趣旨】**

本条は、市民の安全かつ健康で文化的な生活を確保するために、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情や相談について、迅速かつ適正に処理するよう努めることを定めたものです。

本条例に定める「苦情」は「公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情」であり、公害紛争処理法第49条第1項に定める「公害に関する苦情」よりも範囲が広く、典型7公害に限らず、広く環境に係る問題の苦情です。また、陳情についても処理すべきものとして含まれます。

環境基本法第31条（公害に係る紛争の処理及び被害の救済）は、「紛争」という用語で規定されていますが、紛争の処理は公害紛争処理法に基づいて処理されることになるため、本条例においては「苦情」としています。

なお、公害に係る被害の救済については、公害健康被害の補償等に関する法律に基づいて行われることになるため、本条例には規定していません。

**【解説】**

**1 「迅速かつ適正な処理」**

理由もなく不必要に時間をかけることなく速やかに処理するとともに、処理に際しては現況を確認するなどの確な状況把握に基づいて公平、適切に行うことをいいます。

なお、環境の範囲は広く、その苦情についても複数の部局にまたがるものが推測されますが、その場合には関係部局の連携により解決に向けて取り組むこととなります。

---

( 財政上の措置 )

**第22条** 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

---

**【趣旨】**

本条は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な予算の確保に努めることを定めています。

施策をより効果的に実施していくためには、優先すべき施策、費用対効果などを考慮し、適切に費用投入を図ることが不可欠であり、各部局の環境の保全と創造に関する施策並びに事業の実施状況等の把握を行ったうえ、必要な予算を確保することが重要になります。

**【解説】**

1 「財政上の措置」

「財政上の措置」とは、環境の保全及び創造のために市が直接行う事業に要する予算を確保することのほか、補助金や融資などに必要な経費について予算上の措置を講じることも含まれます。

---

(地球環境の保全等)

**第23条** 市は、市民等と協働して、地球環境の保全に資する施策 を推進するものとする。

2 市は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策 の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

---

### 【趣旨】

地球温暖化の防止、オゾン層の保護などの地球環境の保全は、人類共通の課題であり、また、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえでの課題であることから、本市においても、市民等（市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体）と協働して所要の施策を講じることを規定したものです。

第1項は、地球環境を保全するためには、地球規模で考え、足元から行動する（think globally, act locally）という認識に立って、事業活動や日常生活のあり方を見直すとともに、緑化活動など身近な行動を通じて取り組むことが重要であり、都市生活型公害への対応と同様に、市、事業者、市民の協働が不可欠であることから、市がそれを誘導することなどによって、地球環境の保全を推進することを責務として規定しています。

第2項は、地球温暖化などの地球環境問題や自動車の排気ガスなど広域的な対応を必要とする環境問題への取組については、国や大阪府、近隣の市町との連携に努め、協力して推進すべきことを規定しています。

### 【解説】

#### 1 「地球環境の保全に資する施策」

「地球環境の保全に資する施策」としては、地球環境に配慮した地域づくり、市の率先実行計画の策定・推進、市民等の取組に対する支援、ローカルアジェンダ（地球環境保全のための行動計画）の策定などが考えられます。

#### 2 「その他広域的な取組を必要とする施策」

PCB対策や自動車の排気ガス対策など環境汚染の原因や影響が広域に及ぶものなど、本市だけでは対応することが困難なものや対策の効果が期待できない施策を指します。これらについては、国や大阪府の施策に協力して取り組むとともに、近隣の市町とも連携して推進に努める旨を規定しています。

---

(環境審議会)

**第24条** 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、茨木市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員12人以内で組織する。

5 委員は、市民、学識経験者その他の者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

---

### 【趣旨】

環境問題への対応には、多方面にわたる専門的知識が必要であり、また、広い視野に立った多角的な面からの判断が要請されます。このため、広く市民、学識経験者等に意見を求めることが必要とされますので、市長の諮問機関として環境審議会を設置するものです。

この審議会は、環境基本法第44条の規定に基づき、市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させるための審議会として、また、地方自治法第202条の3に定める附属機関として設置するものです。

第2項は、環境審議会の所掌事務を定めています。環境基本計画に関する事項は、実質的には第2号の「環境の保全及び創造に関する基本的事項」に該当するものですが、本条例において審議会の所掌事務とする事項を具体的に明示すべきであることから、第1号に別途規定したものです。また、公害防止事業費事業者負担法に基づき市が公害防止事業を施行する場合には、同法第20条第3項の規定により、費用負担計画の策定(第6条第1項)及び費用負担計画の変更(第8条第1項)に当っては、本審議会の意見をきかなければならないとされています。

第3項は、市長からの諮問がなくても、審議会として環境基本計画の推進等環境の保全及び創造に関して意見を述べることを定めたものです。

### 【解説】

#### 1 「前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項」

「前号以外の、環境の保全及び創造に関する基本的事項」には、環境の保全及び創造に関して市全体の基本となる事項、例えば、今後の環境行政のあり方や環境基本条例のあり方(本質的な改正)などのほか、環境の保全及び創造に関する分野別の基本となる事項、例えば、監視・測定体制のあり方や生活排水対策のあり方などが該当します。

## 【参考】

環境基本法第44条(市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

地方自治法第202条の3第1項(附属機関の事務等)

普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

公害防止事業費事業者負担法第6条第1項(費用負担計画)

施行者は、公害防止事業を実施するときは、審議会の意見をきいて、当該公害防止事業に係る費用負担計画を定めなければならない。

公害防止事業費事業者負担法第8条第1項(費用負担計画の変更)

施行者は、第6条第1項の費用負担計画を変更するときは、審議会の意見をきかなければならない。ただし、その変更が軽易である場合は、この限りでない。

公害防止事業費事業者負担法第20条(審議会)

第6条第1項及び第8条第1項の審議会は、次のとおりとする。

三 施行者が市町村長である場合においては、環境基本法第44条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(当該合議制の機関が置かれていない市町村にあっては、条例で定めるところにより置く審議会その他の合議制の機関)



# 茨木市環境基本条例の制定について

## 背景・課題

**環境問題の質の変化**

産業公害(特定の大規模な工場等の特別の活動によって生じる公害)

→ **都市生活型公害**  
(市民や小規模なものも含めた事業者の日常活動に伴う環境負荷の集積によって生じる公害)

地球環境問題等の新たな課題の出現

↓

**今後の課題**

環境施策の総合的・計画的な推進

行政対象の拡大  
大規模事業者対象 一般市民まで対象

行政手法の拡大  
規制中心 新たな手法の体系化

環境基本計画、環境影響評価、環境教育・学習、環境情報提供、民間団体等の自発的活動支援

**国・大阪府の動き**

国：環境基本法の制定(平成5年11月)

府：環境基本条例の制定(平成6年3月)

## 環境基本条例の目的

環境の保全及び創造について**基本理念**を定め、**市、事業者、市民それぞれの責務**を明らかにするとともに、**施策の基本方針**を定めることにより、施策を総合的、計画的に推進し、そのことにより、**現在及び将来の市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保すること。**

## 基本理念

良好な地域環境の確保と将来の世代への継承

自然環境の適正な維持・向上による人と自然が共生する都市の実現

環境資源の適正な管理等による持続的発展が可能な循環型社会の構築

市、事業者及び市民の協働による環境への負荷の少ない都市の構築

地球環境保全の積極的な推進

## 市・事業者・市民の責務

**(市の責務)**  
環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定・実施  
事業者及び市民の自主的な環境の保全及び創造に関する活動への支援

**(事業者の責務)**  
事業活動を行うに当たって、公害の防止及び自然環境を適正に保全するために必要な措置の実施  
事業活動のすべての段階における、製品等の使用・廃棄による環境への負荷の低減の努力  
再生資源等環境への負荷の低減に資する原材料、役務等の利用  
事業活動に伴う環境への負荷の低減と市の環境の保全及び創造に関する施策への協力

**(市民の責務)**  
日常生活に伴う環境への負荷の低減の努力  
環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市の環境の保全及び創造に関する施策に協力

## 基本方針

環境の保全及び創造に関する施策は、基本理念にのっとり、次の事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に実施する。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康を保護し、生活環境を保全すること。潤いとやすらぎのある空間の創造、良好な都市景観の形成など、良好な都市空間の創出により、快適な都市環境を創造すること。
- (2) 野生生物の生息への配慮等により生物の多様性の確保を図ること、河川、森林等の多様な自然環境を適正に保全すること、人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。
- (3) 廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等の省資源・省エネルギーの徹底により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減すること。
- (4) 市、事業者、市民すべてが協働して、環境へ十分配慮するなど自主的積極的に行動することにより、環境への負荷を低減すること。
- (5) 市、事業者、市民すべてが自らの課題として、積極的に取り組むことにより、地球環境を良好な状態に保持すること。

## 具体的な市の施策

環境基本計画(第8条)

環境基本計画と市の施策との整合(第9条)

施策の実施状況等の年次報告(第10条)

環境保全のための公共施設整備(第14条)

環境状況把握のための監視体制整備(第15条)

市庁内の推進体制整備(第16条)

苦情の迅速かつ適正な処理(第21条)

環境保全施策推進のための財政措置(第22条)

環境審議会の設置(第24条)

環境影響評価(第11条)

規制の措置(第12条)

資源の循環的利用(第13条)

市民等の自主活動の支援(第17条)

環境教育・学習の推進(第18条)

情報の収集・提供(第19条)

市民等の参加を得るための措置(第20条)

地球環境の保全(第23条)